赤い羽根福祉基金2024年度新規事業助成公募説明会 質疑応答

質 問	回答
1.申請について	
申請時点では単年度事業として申請し、活動の成果などを踏まえて、継続助成の申請をすることは可能でしょうか?	単年度事業終了後に、事業の成果を踏まえた発展性、新規性が認められる申請をしていただければ翌年度も応募可能です。審査委員会において、同一内容の事業と判断されれば不採択となります。 継続しての助成を希望される場合は、申請時に単年度の事業ではなく複数年の長期的な事業の応募をご検討ください。
申請に当たりどういった事に重点をおいて記入したらよいでしょうか?	助成対象活動(事業)の必須要素に記載のとおり、ご応募いただく事業の先駆性やモデル性、波及性の観点で審査がなされます。制度の狭間のどのような課題について、どのような実施体制または実行計画において、成果目標を達成することを目指しているのか、応募書に具体的に記載してください。
2.対象経費について	
代表の人件費は認められますか?	団体の代表が、事業の統括などに従事する場合は人件費を計上することが可能です。その場合は、団体代表の人件費の根拠を示した規程等の書類を提出していただくことが必須となります。応募書①に団体が担当する事業の役割等を具体的に明記してください。
どのくらいの経費がかかるのかを、あらかじめ算定することが難しくて困っています。	必要とされている支援のニーズを把握・想定ができており、費用が適切に 積算されているか、という点も審査のポイントとなっておりますので、そ の点をご留意のうえ応募書にご記載ください。
この助成金は教室場所に関する賃貸料として利用できますか?	事業を実施するために借りる場所の賃借料も対象となりますが、団体役員 や代表が所有する土地や建物に対する賃借料は対象外となりますのでご注 意ください。
予算費目の「その他」という項目はどのような経費を想定していますか? 支援対象者への直接的な経済的支援も予算計上できるでしょうか? また、諸謝金では、弁護士に支払う法律相談費用や弁護士費用の一部などを 予算計上できますか?	費目「その他」は、応募書②の選択費目に当てはまらない費目がある場合に選択してください。過去には活動拠点の改修工事費などが計上されています。 本助成では、支援対象者への現金給付は対象外としているため、団体を経由して支援対象者個人への生活費(食費や光熱費や交通費や医療費等)は助成対象外となります。 団体が弁護士に支払う謝金費用は助成対象外ではありませんので、活動実施にあたり弁護士への法律相談の必要性を応募書に記載してください。
助成金の使途は、非営利目的で使用する不動産の購入でも問題ないでしょうか?	拠点整備における不動産購入が経費の積算の主な費用となっているもの は、経費の妥当性が本助成金の趣旨に合わないと判断されれば助成対象外 となります。
3.対象活動について	
コンソーシアムを組んでの応募を考えています。 会計処理・体制整備・業務推進の留意点について教えてください。	コンソーシアムでの応募も可能です。助成手続きを行う代表団体を決めていただき、団体間での助成金の執行方法についても取り決めを行ってください。応募書には、団体間の相互の関連性や役割分担等の具体的な実施体制について示してください。
同一事業で、使い道が明確に分けられていましたら、他の民間・財団等の助 成金の申請と兼ねることはできますでしょうか?	本助成事業に応募内容と同じ事業を、他の助成金に応募する場合、経理上の区分けが明確になされていれば問題ございません。その際は、応募書①の「他の助成機関への応募及び採択状況」欄にご記載ください。
事業の開始時期については決まりがありますか?	助成期間中の事業開始であること以外に、特に決まりはありません。ただし、開始時期が遅くても、1年間で相応の成果は求められます。助成対象団体の条件として、「応募時点で団体が設立されており、助成対象活動(事業)の実施体制が整っていること」があげられます。応募される事業において実行可能な実施体制にあるのか、審査委員会において審査されます。

2024年度までWAM助成により事業を実施されているのであれば、来年度 |2025年度事業助成に応募をご検討ください。他の助成金により実施してき 現在、WAM助成を利用しています。その活動の3年目を来年迎えるのです |た事業の成果を踏まえ、本助成金を活用してどのようなモデル性、新規性| が、完全に新規でないと応募は難しいでしょうか? のある事業を実施されるのか、成果の目標について応募書にご記載くださ い。 |活動実施場所が小さな村のため、内容をしぼることはなく(対象者が少数の|助成対象となりますが、本助成事業に応募する活動における先駆性やモデ |ため)、活動全体の中に助成金該当要素を含んでいる場合にも、申請の対象|ル性、波及性について審査では重視されますので、応募書①に具体的な内 となるのでしょうか? 容をご記載ください。 多胎妊婦さんと多胎児さんの産前産後支援が公的サービスでは足りない状況 を解決するために、関係先と連携した取り組み(支援の提供)を現在進めよ本助成事業の助成プログラム②「一般助成」は幅広な福祉活動を対象とし ています。制度の狭間にある課題解決のための活動は助成対象活動となり うとしています。このような活動は対象になりますか? ます。 ひとり親家庭を支援する取り組みは対象になりますか? 障害児や医療的ケア児の対象も申請しても大丈夫でしょうか? 4.助成プログラムについて |助成プログラム①「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成| は 助成プログラム①「生きづらさを抱える若者の未来創出活動応援助成」は対 10代後半からおおむね30歳までの若者への支援となります。 象が10代後半からとなっていますので、仮に事業対象者が小中学生の場合 |学童期の小中学生を主な対象とする活動については助成プログラム②「一 は②「一般助成」での応募になりますか? |般助成」への応募をご検討ください。 5.対象団体について 応募の基準として書かれている「非営利団体」の基準を教えて頂きたいで |本助成における「非営利団体|とは、事業から得た利益を団体の構成員に 分配しない、営利を目的としない団体を指します。 す。 6.助成決定後について 3年継続の事業が採択された場合、活動の成果を広く発信するため、報告書 |応募要項上では、活動の成果を広く発信するため、報告書や冊子の製作を

また、助成期間3年終了時に改めて報告書や冊子の作成等を行うという認識 | たは3年目のいずれかの活動計画にご予定いただき、報告書や冊子等の製作

に係る費用を計上してください。

|計画に盛り込んでいただくこととしています。成果物は助成対象期間内に

製作していただければ問題ございません。3か年の申請であれば、2年目ま

や冊子の作成等は助成期間2年次終了時点で作成する認識でよろしいでしょ

うか?

でよろしいでしょうか?